

国際委員会規程

平成 11 年 11 月 24 日 内規制定

平成 19 年 12 月 26 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 5 月 20 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国際委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 14 名以内とし、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 国際委員会担当理事
- (2) ACF 対応委員会委員長
- (3) ISO/TC71 対応国内委員会委員長
- (4) JCI-ACI コラボレーション委員会委員長
- (5) 第 7 条に定める特定国際会議実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の委員長
- (6) 第 3 条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、国際委員会担当理事が当たる。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長および副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、重任の限度は 3 期 6 年までとする。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の事項について企画、立案、調整並びに実施の推進を行う。

- (1) 海外のコンクリート関係団体との連携に関する事項
- (2) 海外の国際会議、シンポジウム、セミナー等への派遣に関する事項
- (3) 国際会議の主催、共催、協賛又は後援に関する事項

- (4) 他委員会の国際活動に対する協力・支援に関する事項
- (5) 海外視察団等の派遣又は受入れに関する事項
- (6) 上記事項に関する企画調整会議への報告
- (7) その他、海外との交流に関する事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(実行委員会の設置)

第7条 委員会の下部組織として、本学会が主催又は共催する国際会議を実施するために、実行委員会を設置することができる。

- 2. 実行委員会の詳細については、別途「実行委員会の設置等に関する内規」に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規程の制定により、平成11年11月24日制定の国際委員会内規を廃棄する。
- 2. この規程は、平成19年12月26日から施行する。
- 3. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。